

いわき市環境基本条例

平成9年3月31日
いわき市条例第4号

改正 平成12年8月25日いわき市条例第89号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全に関する施策の基本指針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全のための基本的施策（第10条—第22条）

第4章 環境審議会（第23条—第29条）

附則

わたしたちのふるさと「いわき」は、広大な市域面積を有し、西に阿武隈高地、そこに源を発するいくつもの河川、東に太平洋、白砂青松の海岸線など、豊かで多様な自然資源に恵まれている。わたしたちは、これらの自然の恵みの中で生活を営み、それぞれの地域の特性に応じた伝統や文化を育んできた。

しかしながら、近年の都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても従来環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型や生活型の公害などの問題が顕在化してきており、さらに、わたしたち一人ひとりの営みが直接又は間接に地球環境に影響を与えるまでに拡大してきていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に健康で文化的な生活を営むことは、市民の権利であり、わたしたちは、この環境を保全し、将来の世代に引き継いでいかなければならない。

わたしたちは、環境に限られた資源であることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然とが健全に共生できるふるさと「いわき」の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削

によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全是、市民が健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承できるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全是、本市の多様な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然とが健全に共生できるように適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全是、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 環境の保全是、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自ら環境についての理解を深め、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自主的かつ積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する施策の基本指針等

（施策の基本指針）

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 豊かな緑及び清らかな水に恵まれた生活環境の確保、地域の特性が生かされた良好な景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保全が図られること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

（環境基本計画）

- 第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、いわき市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- （1）環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- （2）前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、いわき市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告書）

- 第9条 市長は、環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全のための基本的施策

（施策の策定等に当たっての配慮）

- 第10条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

（規制の措置）

- 第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（誘導的措置）

- 第12条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置をとるように誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備の推進）

- 第13条 市は、下水道等の環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための施設の整備を推進するものとする。

（資源の循環的な利用等の推進）

- 第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（恵まれた生活環境の確保等）

- 第15条 市は、生物の多様性等の確保に配慮しつつ、快適かつ良好な生活環境を確保するため、森林及び緑地並びに水環境の維持及び形成に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（良好な景観の形成等）

- 第16条 市は、地域の特性が活かされた快適な生活環境を確保するため、良好な景観の形成及び歴史的又は文化的遺産の保全に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する教育及び学習の振興等）

第17条 市は、関係機関等と協力して、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともにその自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第18条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第19条 市は、第17条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進を図るため、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査の実施等）

第20条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、及び監視、測定等の体制の整備を図るように努めるとともに、国、他の地方公共団体、民間の調査研究機関等と連携し、環境の保全に関する情報の収集等に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第21条 市は、環境の保全に関する施策であって、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（地球環境保全に関する国際協力の推進）

第22条 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

（設置）

第23条 環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する等のため、いわき市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項
- 2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第26条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第28条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（委任）

第29条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
（いわき市環境審議会条例の廃止）
- 2 いわき市環境審議会条例（平成7年いわき市条例第4号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前のいわき市環境審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者は、第25条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。
- 4 前項の委員の任期は、旧条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命された日から起算する。

附 則（平成12年8月25日いわき市条例第89号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

いわき市公害防止条例

昭和46年9月30日
いわき市条例第41号

改正 昭和58年3月23日いわき市条例第14号 平成4年3月30日いわき市条例第17号
平成7年3月28日いわき市条例第4号 平成9年3月31日いわき市条例第1号

（目的）

第1条 この条例は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、事業者、市及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によつて人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 公害防止施設を設置し、又は操業方法の改善等を行なうこと。
- (2) 大気汚染、水質汚濁の原因となる物質の排出等及び工場又は事業場の周辺の状況には握すること。
- (3) 騒音、振動、地盤沈下及び悪臭について、前号に準じて行なうこと。
- (4) 公害防止組織を整備し、公害防止施設の適正な管理を行なうこと。
- (5) 産業廃棄物の処理を適切に行なうこと。
- (6) 工場又は事業場内の緑化、環境の美化に努めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な措置を講ずること。

2 事業者は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民の健康及び安全かつ快適な生活を確保するため、国及び県の公害の防止に関する施策とあいまつて、この条例に規定する施策を講じなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、公害を発生させることのないように常に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

（公害の防止に関する施策）

第6条 市長は、おおむね次に掲げる施策を講じ、公害の防止に努めるものとする。

- (1) 公害の防止に資するための土地利用の計画、緑地の保全その他自然環境の保護に関すること。
- (2) 公害を防止するために必要な都市施設等の整備に関すること。
- (3) 公害の状況をは握するために必要な監視及び測定に関すること。
- (4) 公害に関する知識の普及及び啓蒙に関すること。
- (5) 事業者が行なう公害の防止のための施設の設置又は改善についての指導及び資金のあつ旋に関すること。

（苦情等の処理）

第7条 市長は、公害に係る市民の苦情、陳情等について、必要に応じ、県及び関係市町村と協力し、その適切な処理に努めるものとする。

（公害防止計画の提出命令）

第8条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて公害防止計画（以下「防止計画」という。）の提出を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により防止計画の提出を命ずるときは、当該防止計画に記載すべき事項を示して行なわなければならない。

（計画変更命令）

第9条 市長は、前条第1項の規定により、提出された防止計画が公害を防止するために適切でないと認めるときは、当該防止計画の変更を命ずるものとする。

（実施命令）

第10条 市長は、事業者が第8条第1項の規定により提出した防止計画又は前条第1項の規定により変更を命じられた防止計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該措置の実施を命ずるものとする。

（完了届）

第11条 第8条第1項又は第9条第1項若しくは前条第1項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（公害防止協定）

第12条 事業者は、市長が自然的、社会的条件その他の事由により、特に公害を防止する必要があると認めて申入れをしたときは、公害防止協定を締結するように努めなければならない。

（事故時の措置等）

第13条 事業者は、その管理する施設について故障、破損その他の事故が発生し、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちにその事故について地域住民に周知するとともに応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。

2 前項に規定する事故が発生したときは、事業者は、すみやかに当該事故の状況並びに応急の措置の内容及び復旧計画を市長に報告しなければならない。

3 前項の復旧計画の措置を完了したときは、すみやかにその旨を市長に報告しなければならない。

（緊急時の措置等）

第14条 市長は、大気汚染又は水質汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合は、関係事業者に対し、直ちにばい煙又は汚水の排出量の減少その他必要な措置について要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた事業者は、すみやかに適切な措置を講ずるとともに、その状況を市長に報告しなければならない。

3 市長は、気象状況の影響による大気汚染又は異常な濁水その他これに準ずる事由による水質汚濁が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずるおそれがあると認める場合は、関係事業者に対し、直ちにばい煙又は汚水の量又は濃度の減少、ばい煙又は汚水の発生施設の使用についての制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（立入検査）

- 第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、事業者の工場又は事業場に立ち入り、その施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴収）

- 第16条 市長は、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求めることができる。

（規則への委任）

- 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

- 第18条 第10条第1項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
- 2 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

- 第19条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第2項及び第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第15条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

- 第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和46年11月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 いわき市公害対策審議委員会設置条例（昭和42年いわき市条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により任命されているいわき市公害対策審議委員会の委員は、この条例により任命されたいわき市公害対策審議会の委員とみなし、その委員の任期は、旧条例の規定による任命の日から起算する。
- 4 旧条例第8条の規定は、この条例の施行の日から昭和47年3月31日までの間、なおその効力を有する。

附 則（昭和58年3月23日いわき市条例第14号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日いわき市条例第17号）

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則（平成7年3月28日いわき市条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日いわき市条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

いわき市公害防止条例施行規則

昭和47年3月31日
いわき市規則第13号

改正 平成7年3月31日いわき市規則第28号 平成9年9月26日いわき市規則第47号
(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市公害防止条例(昭和46年いわき市条例第41号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公害防止施設管理責任者)

第2条 事業者は、条例第3条第1項第4号の規定による適正な管理を行なうため、公害防止施設管理責任者を選任しなければならない。

(市民健康診断)

第3条 市長は、公害の発生により、市民の健康に影響があると認めるときは、健康診断を実施し、保健指導を行なうものとする。

2 前項の健康診断の実施細目については、そのつど定める。

(公害防止計画に記載すべき事項等)

第4条 条例第8条第2項に規定する公害防止計画に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公害防止計画の概要
- (2) 公害防止施設等名
- (3) 現況
- (4) 対策内容
- (5) 効果
- (6) 工事費
- (7) 工期

2 公害防止計画は、正副2通作成し、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公害防止施設等の設置場所を示す工場の図面
- (2) 公害防止施設の構造図
- (3) 操業系統図及び処理工程図
- (4) 工事工程表
- (5) 工場の新設及び増設にあつては、事業計画書

(公害防止計画の提出)

第5条 公害防止計画の提出期限は、市長が命令を発した日の翌日から起算して、60日以内とする。

(承認の通知)

第6条 市長は、公害防止計画の提出があつたときは、提出のあつた日の翌日から起算して、30日以内に承認の通知をするものとする。ただし、その期間について市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知は、公害防止計画承認書(第1号様式)によるものとする。

(計画変更の命令)

第7条 条例第9条の規定による命令は、変更の内容及び理由を記載した文書によつてしなければならない。

（実施の命令）

第8条 条例第10条の規定による命令は、公害防止計画の内容及び期限を記載した文書によつてしなければならない。

（着工届）

第9条 条例第8条第1項の命令に基づき公害防止計画の承認を受けた者、条例第9条の規定による公害防止計画の変更を命ぜられた者又は条例第10条の規定による措置の実施を命ぜられた者は、当該公害防止計画に基づいて着工したときは、着工した日から7日以内に公害防止施設等着工届（第2号様式）によつてしなければならない。

（完了届）

第10条 条例第11条の規定による届出は、当該措置を完了した日から7日以内に公害防止施設等完了届（第3号様式）によつてしなければならない。

（住民への周知の方法）

第11条 条例第13条第1項の規定による周知は、拡声機等を使用して行なうものとする。

（事故発生報告）

第12条 条例第13条第2項の規定による報告は、直ちに電話その他の方法により状況を通報し、事故発生報告書（第4号様式）によつてしなければならない。

（復旧工事完了報告）

第13条 条例第13条第3項の規定による報告は、事故復旧工事完了報告書（第5号様式）によつてしなければならない。

（緊急時の措置要請）

第14条 条例第14条第1項の規定による要請基準は、別に定める。

（緊急時の措置報告）

第15条 条例第14条第2項及び第4項の規定による報告は、緊急時における措置報告書（第6号様式）によつてしなければならない。

（身分証明書）

第16条 条例第15条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（第7号様式）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日いわき市規則第28号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

附 則（平成9年9月26日いわき市規則第47号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

公害防止協定締結基準

いわき市公害防止条例(昭和 46 年いわき市条例 41 号)第 12 条に規定する公害防止協定について、工場・事業場(以下「工場等」という。)の規模が次の 1 から 3 までに掲げるいずれかの要件に該当する場合には、当該工場等の設置者に対し、締結の申入れを行うものとする。

また、工場等の規模が次の 4 に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、立地地域、周辺地域における工場等の集積度及び環境基準の達成状況等を考慮し、適時適切に協定締結の検討を行い、締結が必要と判断された場合も同様とする。

1 大気関係

- ① 同一敷地内に設置されるばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される排出ガス量の合計が、1 時間当たり 4 万立方メートル以上である。
- ② ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量が、零℃ 1 気圧の状態に換算して、1 時間当たり 10 立方メートル以上である。

2 水質関係

1 日当たりの平均的な排出水（ただし、工場等に起因する水質汚濁物質を含まない水であって、単独の排出口から排出される水は除く。以下同じ。）の量が、1 万立方メートル以上である。

3 有害物質関係

次に掲げるいずれかの物質の排出濃度が法令規制値の 8 割以上であり、かつ同一敷地内に設置されるばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される排出ガス量の合計が 1 時間当たり 1 万立方メートル以上又は 1 日当たりの平均的な排出水の量が 1 千立方メートル以上である。

- ① 大気汚染防止法施行令第 1 条及び水質汚濁防止法施行令第 2 条に規定する有害物質
- ② ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類
- ③ 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 2 条に規定する指定有害物質

4 検討を行う基準

(1) 大気関係

- ① 同一敷地内に設置されるばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される排出ガス量の合計が、1 時間当たり 1 万立方メートル以上である。
- ② 燃料としてプラスチック又は廃棄物固形化燃料(原料の全部又は一部として廃棄物を使用し、圧縮成形、押出成形等により当該廃棄物等を固形化したものをいう。)で廃棄物でないものを使用するばい煙発生施設の規模が、火床面積が 0.5 平方メートル以上であるか、又は燃焼能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上である。
- ③ 廃棄物の中間処理業において、廃棄物焼却炉の燃焼能力が 1 時間当たり 1,000 キログラム以上である。

(2) 水質関係

- ① 1日当たりの平均的な排出水の量が、1千立方メートル以上である。
- ② 放流水中の BOD 負荷量が、放流水の放流先河川の放流地点下流に位置する環境基準点における同負荷量(年間平均値)の10分の1以上である。

(3) 有害物質関係

3に掲げる物質の排出濃度が法令規制値の8割以上であり、かつ同一敷地内に設置されるばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される排出ガス量の合計が1時間当たり1万立方メートル未満又は1日当たりの平均的な排出水の量が1千立方メートル未満である。

(4) その他

現行の法令等では規制対象とならないことから十分な環境保全対策がとれない分野であること、環境への影響に関し市民が不安を抱いていることなどに対し、市民の安全・安心を確保するため、市長が特に必要と認めた場合。